

## 武蔵野市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定により、同項の都市再生推進法人（以下「都市再生推進法人」という。）として指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて武蔵野市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員及びそれに準ずる者の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の所在地、組織図及び事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書類
- (8) 申請理由等を記載した書類
- (9) 活動地域を示す図面
- (10) 法第119条各号に掲げる業務に関する計画書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定する。

- (1) まちづくりの推進を目的とした公益的な活動を行う法人であること。
- (2) まちづくり活動の実績を有すること。
- (3) 法第119条各号に掲げる業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに経済的基盤を有すること。
- (4) 関係行政機関、活動する地域内の他の民間組織等と適切な連携を図ることができること。
- (5) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号の暴力団に該当せず、かつ、同条第2号の暴力団員又は同条第3

号の暴力団関係者が所属していないこと。

(6) 武蔵野市内（以下「市内」という。）に事務所を有し、かつ、市内でまちづくり活動を行っていること。

2 市長は、前項の規定による指定を行うときは、あらかじめ武蔵野市都市再生推進法人の指定等に関する会議設置要綱（令和2年8月26日施行）第1条に規定する武蔵野市都市再生推進法人の指定等に関する会議（以下「指定会議」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定を行ったときは都市再生推進法人指定書（第2号様式）により申請者に通知し、指定を行わなかったときはその理由を付記した書面により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による指定を行ったときは、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更等の届出）

第4条 都市再生推進法人は、法第118条第3項の規定により、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人名称等変更届出書（第3号様式）を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第118条第4項の規定により公示するものとする。

3 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務内容等変更届出書（第4号様式）を市長に届け出るものとする。

（事業等の報告）

第5条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は都市再生推進法人の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認められるときは、法第121条第1項の規定に基づき、都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第6条 市長は、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認められるときは、法第121条第2項の規定に基づき、都市再生推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を命ずるときは、当該都市再生推進法人に対し、弁明の機会を与えるものとする。

3 市長は、第1項の規定により必要な措置を命ずるときは、あらかじめ指定会議の意見を聴くものとする。

(指定の取消し)

第7条 市長は、都市再生推進法人が前条第1項の規定による命令に違反したときは、法第121条第3項の規定に基づき、都市再生推進法人の指定を取り消し、同条第4項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、当該都市再生推進法人に対し、聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行うときは、あらかじめ指定会議の意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、都市再生推進法人指定取消通知書(第5号様式)により、都市再生推進法人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行する。